

○住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う。

※：社会資本整備総合交付金にて支援

### (1) アスベスト含有調査等

- ✓ 対象建築物・・・吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある住宅・建築物
- ✓ 交付内容・・・吹付け建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用
- ✓ 国費率・・・10/10(限度額：原則25万円/棟。民間事業者が実施する場合は、地方公共団体経由で補助)
- ✓ 期 限・・・平成29年度末までを着手期限とする(都道府県有建築物は平成27年度末を期限)
- ✓ 実施要件・・・「建築物石綿含有建材調査者」が調査を実施すること

### (2) アスベスト除去等

- ✓ 対象建築物・・・吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物
- ✓ 交付内容・・・所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用(※)  
 ※住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除却に要する費用相当分とする。
- ✓ 国費率・・・◆地方公共団体が実施する場合：1/3以内  
 ◆民間事業者が実施する場合：地方公共団体の補助額の1/2以内(かつ全体の1/3以内)
- ✓ 期 限・・・平成32年度末までを着手期限とする(都道府県有建築物は平成28年度末を期限)
- ✓ 実施要件・・・石綿作業主任者によるアスベスト除去等に関する作業計画の策定に「建築物石綿含有建材調査者」を関与させるとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること

「建築物石綿含有建材調査者」  
 :アスベストに関する知識を有し、建築物の調査に関する実務に精通しているアスベスト調査の専門家

アスベスト  
改修の  
イメージ

